

ホスметットの食品健康影響評価に関する審議結果（案） についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成24年3月8日～平成24年4月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見1】</p> <p>(1) ADI 値の求め方において、海外と乖離があるように見うけられますが、日本固有の事情があるのでしょうか。あるいは、当該試験結果が海外の毒性試験よりも感度が良いものであったということなのでしょうか。</p> <p>(2) 今回の ADI 値そのものに対し異論はございませんが、畜産領域における可食（とりわけ乳への移行量など）において、ADI 値とかなり接近しているデータもみうけられます。</p> <p>(3) 従いまして、乳を濃縮するチーズなどにおける残留量などはどのようになるのか、問題が残るものと思いました。</p> <p>(4) かかる案件は、当該農薬に限らず、相似する農薬全般に言えることと存じますので、行</p>	<p>【回答1】</p> <p>(1) 食品安全委員会農薬専門調査会は、提出された試験成績について、内容及び得られた所見等から評価可能かどうか判断し、評価に用いるかどうかを決定しています。</p> <p>この結果、各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値が、イヌを用いた2年間慢性毒性試験の無毒性量 1 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠とし、安全係数 100 で除した 0.01mg/kg 体重/日を ADI と設定しました。</p> <p>なお、海外でイヌを用いた2年間慢性毒性試験を ADI の設定根拠としなかったことについて、評価書中に明確な理由は記載されておりません。</p> <p>(2)～(4) 農薬専門調査会では、ADI に基づく管理が適切に行われれば、安全性は担保されると考えております。いただいたご意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えします。</p>

政側での市場調査などを踏まえ、再度、食品衛生に反映していただければと感じました。	
--	--